

# 工事発注後の技術検討会実施要領

## 1. 目的

発注者と工事請負業者（以下「施工者」という）と当該工事に係る詳細設計等を担当したコンサルタント（以下「設計者」という）の三者による技術検討を行い、設計思想の確実な伝達、設計条件や施工上の留意点などの相互理解を促すことにより、発注者が求める品質や機能を確保しつつ、円滑な工事施工を図ることを目的とする。

更に、設計、施工分野の技術的知識を相互に交換することで、それぞれの一層の技術力向上と、施工者においては施工現場の効率化、設計者においては成果品の品質向上を目指すものとする。

## 2. 対象工事

(1) 設計額が概ね5千万円以上の工事であり、次に示すいずれかの要件を備え、発注者が必要と判断した工事とする（技術検討会の導入効果が少ない工事と判断されたものは除く）。

(イ) 下記に示す工種を伴う工事であること。

- ①重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、ボックスカルバート、鉄筋コンクリート擁壁、樋管・樋門、水門、堰、ダム等）
- ②杭基礎を有する構造物工事
- ③軟弱地盤対策工事
- ④地すべり及び斜面对策工事
- ⑤下水道工事（推進工事、シールド工事等）

(ロ) 下記に示す特殊な条件に該当している工事であること。

- ①設計条件で不確定な要素を有している工事
- ②複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水利条件、施工計画等）
- ③作業工程に制約のある設計が行われている工事
- ④新技術・新工法を用いて設計が行われる工事
- ⑤その他特殊な条件のある工事

(ハ) 5千万円未満の工事であっても、発注者が必要と判断した工事（重要構造物等）。

(2) 発注時に技術検討会の対象としていない工事であっても、施工中における施工者または設計者の発意により、対象工事とすることもできる。施工者が技術検討会の開催を発議する場合、監督員に工事打合簿で要請（協議）する。

## 3. 検討会の構成

技術検討会は下記のメンバー構成を標準として開催するものとする。

- 1) 発注者：監督員（工事施工管理幹又は課長、リーダー、担当）

- 2) 設計者：詳細設計の管理技術者、担当技術者又は同等以上の技術を有する技術者
- 3) 施工者：現場代理人、主任技術者、監理技術者

なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

#### 4. 技術検討会の開催

監督員は、技術検討会の対象工事を発注しようとする場合、発注前に設計者に対し参加要請を行うとともに、特記仕様書に技術検討会の開催について明記する。

また、発注後は、開催時期を調整したうえで、設計者に対し開催日、開催場所等を様式－1により通知する。

#### 5. 実施時期

技術検討会の実施時期は、設計図書の照査及び起工測量が終了した時点で1回目を実施することを基本とするが、監督員の指示によるものとする。この他、施工中、必要が生じた場合には、複数回実施できるものとする。

#### 6. 検討事項

技術検討会は下記の内容を標準とし、必要な資料は各参加者が作成するものとする。

- (1) 発注者は、工事の設計内容について説明する。
- (2) 設計者は、図面や資料等により設計意図及び施工留意点等を説明する。
- (3) 施工者は、工事の施工計画と設計図書の照査及び現地調査の結果を報告し、施工上の問題点等を説明する。
- (4) 検討会の各出席者は、以上の報告に基づいて意見交換や問題点の解決について技術的な検討を行う。また、施工計画等に影響のある検討結果については、施工者の責任において工事打合簿により記録するものとする。

#### 7. その他

- (1) 技術検討会に参加する設計者への費用負担は、別紙－1のとおりとする。
- (2) 出席費用の支払いの履行確認のため、施工者は設計者に対し領収書等の提出を求め、その写しを監督員に提出するものとする。
- (3) 技術検討会の資料等の経費は、各参加者の負担とする。
- (4) 技術検討会に関わる業務で事故等が発生した場合は、各参加者の責任において対応するものとする。
- (5) この要領に定めのない事項については、必要に応じ参加者で協議するものとする。

#### 附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年4月1日制定)

(平成27年10月1日一部改定)